

# 令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第2回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

## 日時

令和7年8月19日（火）9：58～11：53

## 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

## 出席者

公益代表委員

森本部会長、井上部会長代理、五領田委員

労働者代表委員

白石委員、竹箇平委員、長岡委員

使用者代表委員

小池委員、西岡委員、八塚委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

## 議題

- 1 開会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉会

## 議事

○賃金室長

お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の専門部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、森本部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○森本部会長

ただ今から、第2回愛媛地方最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第1回に引き続き金額審議を行いますので、公労、公使に分かれて審議を行います。

二者間協議となる金額審議は、非公開としておりますので、これ以降の審議は非公開となります。傍聴人の方は、御退席いただきますようお願ひいたします。

(傍聴者退席)

(以降具体的な金額審議)

#### ○労働者側（2回目）

物価上昇に賃上げが追い付いておらず、生活が苦しい状況が続いていることを解消するためにも、2年連続で5%を超える妥結結果となった賃上げを愛媛の労働組合未組織事業所労働者へも波及させる必要がある。

愛媛県内で実質支払われている賃金は、1時間1,000円を超えており。

最低賃金近傍で働く労働者が多い業種は、卸売・小売・宿泊・飲食等のサービス業が半数以上を占めており、ここを引上げれば、苦しい生活は解消される。

物価高や最低賃金引上げを経ても企業水準は高水準で推移しているが、労働分配率は逆に下がっており、使用者側がいうとおりでは、賃金が低ければ人材確保が難しく、人手不足で事業が成り立たないと思う。

愛媛県から賃金が高い地域への人材流出は、今も続いている、それを解消するためには、やはり地域間格差の解消が必要である。

以上の主張を踏まえ、連合春闘結果16,176円を愛媛の統計資料の毎勤統計調査地方調査月報令和7年4月の労働時間数142.3時間で換算すると114円となり、これから定期昇給分換算1.5%を差し引くと、10.4%となるため、愛媛県最低賃金956円を10.4%引上げると99円になるので、現行の愛媛県最低賃金から99円を引き上げた1,055円（引上げ率10.36%）を提示する。

#### ○使用者側（2回目）

経団連（中小企業）の春闘賃上げ妥結状況の集計伸び率4.39%を引き上げ率として提示する。この率は、単価の高いベテラン労働者のデータも加味され、高額な単価が影響しているほか、ベースアップのデータと併せて属人的な要素のある定期昇給のデータも反映されている数値であり、本来的には、属人的要素のない最低賃金の伸び率の根拠としてなじまないと考えているが、中小企業の紛れもない賃上げ実績であるため、賃金支払い能力を超える過度の引き上げ負担を避け得る現実的な数値と考えられる。

また、生計費の観点から見ると、昨年の10月から今年の5月までの平均消費者物価指数の対前年比伸び率は3.9%であり、これよりも高い賃上げ率になっている。中央最低賃金審議会が色々出している資料の中には、ごく一部の品目を作為的に抽出し、非常に高い伸び率を話題にしているが、賃金は特定の品目のみに支払うものではなく、トータ

ル的に生活費全体に支払われるものである。

今回の引き上げ率は、平均物価指数よりも若干は上回っており、愛媛県の消費者物価指数は5月時点での3.4%であるので、それよりも上回っており、生活費の観点からもそれなりに対応していると思われる。

以上の主張を踏まえ、愛媛県最低賃金 956 円 × 4.39% = 41.97 円となり、四捨五入した 42 円を引き上げた 998 円（引上げ率 4.39%）を提示する。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す）

#### ○労働者側（3回目）

労働者の生計費は、最低賃金を決める上で、最重視で考えるべきであり、現在の最低賃金では、物価高の現状で生活できないことは明白なので、引上げていく必要がある。

1回目で主張の根拠とした連合リビングウェイジの金額でも、生活していくぎりぎりの下限の金額であり、特に愛媛県のように車が必要な地方では、この金額でも不足していると考えている。

企業の支払能力を完全に無視するつもりはないが、やはり生計費を重視して最低賃金を決めるべきである。

以上の主張を踏まえ、結審に向けた歩み寄りとして、連合リビングウェイジ額 1,120 円を2年で達成すると仮定して、愛媛県最低賃金 956 円との差額 164 円 ÷ 2 = 82 円となるので、82 円引き上げた 1,038 円（引上げ率 8.58%）を提示する。

#### ○使用者側（3回目）

結審に向けた歩み寄りを行うとして、中賃の目安に関する公益委員見解において、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、6.0%を基準として検討することが適当であるとの記述があったので、これを踏まえて検討を行った。

956 円 × 6.0% = 57.36 円を四捨五入すると 57 円となるので、57 円引き上げた 1,013 円（引上げ率 5.96%）を提示する。

なお、この提示額による影響率は愛媛県で 27.48% と 3割近くに影響を及ぼし、昨年非常に衝撃を与えた影響率 24.3% を超えている。使用者からは非常に不満が出たが、今年はそれ以上に使用者の不満が増大することに御留意願いたい。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

（審議を公開）

○森本部会長

それでは全体会議に戻ります。

本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。

各側委員におかれましては、引き続き歩み寄りに向けて御検討いただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。

金額審議について、他に御発言はございますか。

(発言なし)

○森本部会長

それでは議事を進めます。議事項番3「その他」に入ります。

委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

(意見等なし)

○森本部会長

事務局から、今後の予定をお願いします。

○賃金室長

次回、第3回専門部会は、8月21日（木）10時00分からを予定しております。

また、第3回本審も、同日13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○森本部会長

以上で、第2回専門部会を終了いたします。

委員の皆様、長時間ありがとうございました。